宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会 会長 初宿 正典

実施機関における個人情報の取扱い(身体的特質に関する 個人情報の収集・目的外利用)について(答申)

平成20年2月8日付け、19宇市広第402号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い(身体的特質に関する個人情報の収集・目的外利用)について」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問のあった身体的特質に関する個人情報の収集については、収集に相当の理由があると判断されるため、下表を収集禁止の例外類型事項18として追加することは妥当であると認められる。なお、これに伴い現行整理番号18以下を1ずつ繰り下げる。

2) 0 2 hg 2 2 4 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
整理番号	事務の類型	収集が適当と認められる理由	
1 8	災害時における要援護者の避	災害時において、災害時要援護者に対して迅速	
	難支援事業に関する事務を行う	かつ適切な避難支援を行うためには、要援護者の	
	にあたり、当該要援護者の身体	要介護の区分、障害の等級及びその内容、健康状	
	的特質に関する個人情報を収集	態等の情報を把握しておく必要があるため。	
	すること。		

2 諮問のあった個人情報の目的外利用については、目的外利用に相当の理由があると判断されるため、下表を目的外利用・提供禁止の例外類型事項14として追加することは妥当であると認められる。なお、諮問事項にはあげられていないが、本事業の実施にあたり提供禁止の例外事項についても必要であると考えられるため、提供の例外事項についてもあわせて下表において追加する。

整理番号	事務の類型	利用・提供が適当であると認められる理由
1 4	災害時における要援護者の避	災害時における要援護者の避難支援事業を実
	難支援事業を実施するにあた	施するにあたり、当該事業の対象者を把握するた
	り、当該事業の対象者の個人情	めには、要介護者、障害者、一人暮らし高齢者等
	報を目的外利用又は提供するこ	の情報を実施機関内で目的外利用する必要がある
	と。	ため。また、本人の同意を得ることが不可能又は
		困難な場合に避難支援実施団体へ個人情報を提供
		する必要があるため。

3 諮問事項にはあげられていないが、本事業の実施にあたり本人以外からの収集禁止の例外事項についても必要であると考えられるため、下表を収集禁止の例外類型事項16として追加する。

整理	事效の短刑	本人以外からの収集が適当であると認められる
番号	事務の類型	理由
1 6	災害時における要援護者の避	災害時における要援護者の避難支援事業を実
	難支援事業を実施するにあた	施するにあたり、本人の同意を得ることが不可能
	り、当該事業の対象者の家族又	又は困難な場合にこれらの者から個人情報を収集
	は対象者を介助する者から当該	する必要があるため。
	対象者の個人情報を収集するこ	
	と。	